

第4回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成25年6月26日（水）午後6時30分～8時15分
2. 会場 文化福祉会館 2階10号
3. 出席委員 10人（欠席：なし）
4. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化し、文脈、発言趣旨から並べ替えをしています。）

◎協議事項

○事務局

送付資料の確認。本日の協議の進め方について説明。

前回いただいた質問2点ですが、まず、「防府ほっとラインの著作権は市に有り、2次利用については番組放送期間終了の翌月以降にインターネットでの視聴を含む利用ができる」という契約になっています。それと、公募委員を含む審議会等の件数についてですが、「資料1 11ページ」に「公募委員のいる審議会等の数」「審議会等の数」「割合」を過去3年間分ほど掲載しているので、ご確認をお願いします。

○委員長

防府市自治基本条例が施行され3年経ち、これまで見直しということで、市の進捗状況の報告をいただきながら、皆さんから意見をたくさん出していただきました。それを一覧として、資料1にまとめられたものについて、具体的に検討していただきたいと思っています。あと、条例の修正・変更の有無について検討したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

（市民等の権利）第6条、（市民等の責務）第7条 関連

○委員長

第1章から第3章は、具体的な取り組みがないということで、具体的な検討は第4章から始め、最後に「第3章 市民及び市民等」について、皆さんの感想・ご意見を出していただきました。まとめていただいた内容について、もう一度見直しをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。私は、子どもや青少年に対する防府市自治基本条例の存在と意義を伝える仕組みに関して、学校教育の中で副読本のようなものを作り、具体的な教材として出していく必要があると感じました。条例の存在を子どもの頃からきちんと伝えていく点において、学校教育における副教材の作成は重要になってくると思います。この副教材を使った先生の研修を行っていくことが必要だと感じました。

「第7条 市民等の責務」地域のニーズを把握するための定期的なアンケート調査は、必ず必要になってくると思います。自治会、社会福祉協議会、商工会議所等が行っているアンケート調査の実施や結果の情報共有を行っていますか。行政は、団体がどのようなアンケートを実施し、回答を得ているか把握していますか。

○藤津部次長

把握していません。行政が行っているアンケートで一番大きなものは、第四次防府市総合計画で5年に1回行い、満足度の推移を計っています。

○A委員

3年前に「防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」を策定した際に、住民ニーズの把握のために、社会福祉協議会と行政の健康福祉部が協働でアンケートを行っています。結果はホームページ等や年4回発行している社会福祉協議会の会報でお知らせしています。

(市議会の役割と責務) 第8条 関連

○委員長

他に付け加えておきたいことなどございますか。なければ、次の「第4章 市議会」についていかがでしょうか。私からの質問ですが、議員から提案した議案は何件ありますか。

○國吉部次長

数字は準備していませんが、最近多くなってきています。

○委員長

議会の意識と姿勢が変わってきています。

○B委員

議会は、議会報告会を年1回全地区で開催していますが、自治会では年6回以上自治会連合会の理事会を開いており、そこで議会の年4回ある定例会ごとに概要報告会をうけて、質疑応答を行っています。

○委員長

議員の参加率はどのくらいですか。

○B委員

議長、副議長、各委員長の全員で7、8人です。

○委員長

直接自治会の意見が言えるので、重要な会議ですね。

○B委員

理事は各地域の連合会長なので、厳しい意見も出ます。

○委員長

他に意見がなければ、次の「第5章 執行機関」で、付け加えておきたいことや質問はありますか。

(市長の役割と責務) 第10条 関連

○C委員

鹿児島県で行われた上海での職員研修は問題と感じました。防府市で一番遠い研修はどこですか。

○藤津部次長

地方公務員の研修所では、埼玉県と千葉県が一番遠いです。防府でも昔は海外研修がありましたが、社会情勢上、10年以上前からやめています。

○委員長

在籍出向という形で、他の市町村に今何人行っていますか。

○藤津部次長

災害派遣関係で、東松島市と多賀城市に土木関係と事務関係で行っており、県には1人、4～5年前からは国にも1人、現在3人目になりますが、1年間か2年間の研修期間で行っています。その他、セミナーパークや県の土木など必要に応じて要望があれば、派遣をしています。

(情報の提供及び公開) 第15条 関連

○委員長

その他はよろしかったでしょうか。では、次の「第6章 総合計画」についていかがでしょうか。

なければ、次の「第7章 行政運営」についていかがでしょうか。情報公開で、大量の情報公開の請求はありますか。

○國吉部次長

請求の数は、去年は多かったと思います。

○藤津部次長

増加傾向にはあります。

(行政評価) 第18条 関連

○C委員

第3者が入っていない行政評価や運営評価には、どうしても偏りが出てくる感じがします。早めに第三者委員会が設立できるシステムを作っていただきたいです。

○藤津部次長

まだ内部評価を始めたばかりで、平成23年度から市民の方に公表してきているところです。企画の分野と行政経営の分野を合わせて実施していこうとしています。将来は、第三者委員会を含めた外部評価を行ってPDCAを回すべきなので、早急に取り組みたいと思います。

(政策法務) 第22条 関連

○D委員

「第22条 政策法務」の説明・回答の記載について、現在防府市男女共同参画推進条例ができつつあるので、防府市自治基本条例と整合性をとってほしいです。防府市自治基本条例では「市民等」の中に団体や事業者が入っていますが、「防府市男女共同参画推進条例」では、分けて考えないと進めにくいと審議会で見解が出ています。条例の趣旨・目的から考えてそのあたりを上手く調整し、両方がよりよいものになればいいと思いますので、事務局の方で調整していい方向へ持っていただきたいです。

○國吉部次長

法務推進課ができたことにより、去年制定された「防府市犯罪被害者支援条例」では、案の最初の段階から関与できており、今策定中の「防府市男女共同参画推進条例」についても担当課から相談を受けていますので、法務推進課の視点でよく練っていきたいと思います。

○委員長

法務推進課はいつからできましたか。

○國吉部次長

平成24年4月からできました。法務を専門とする課は、県内で初めてです。

○委員長

政策法務を推進するという形で課に位置づけることは、重要なところです。

防府市では、地域防災計画は全地域にできていますか。

○藤津部次長

各地域ごとはまだです。

(危機管理) 第23条 関連

○B委員

自主防災組織は、どのくらいできていますか。

○藤津部次長

3月末で、70%くらいで、県内他市などに比べて低くなっています。県などは自治会の規約に防災組織があると記載している又は、研修を実施したなど何か一つでも該当していれば自主防災組織ができていると判断しているのに対し、防府市は平成21年の災害のことがあるので、ある程度、実動として動けるところまでできていないと自主防災組織と認めていないため低くなっています。

○委員長

そのあたりを市民は知らないですね。危機管理の現状を市民の方に知ってもらうのは、重要なことですね。

○C委員

佐波川は必ず氾濫することをベースに考えておかないと、土砂災害以上の大変なことが起こると思います。危険箇所をピックアップした地図をいただきましたが、危険範囲が広く、どこに逃げたらいいかわからないのが現状です。自治会単位でもいいですが、危険度のランクをつけて出されると、ランクごとに逃げる場所を決めることができ、分かりやすいと思います。

○B委員

他市では行政が海拔を示しているところがありますが、防府市は示してくれないので、牟礼の自治会連合会は独自で作成しているそうです。市民の生命を守るのに、行政が海拔を示した看板をつくり適材適所に設置することは当たり前だと思うので、各自治会で費用を負担し作成することに疑問を感じました。

○藤津部次長

指定されている避難所の看板には、去年防災危機管理課が海拔を表示しました。避難所以外のいくつかの主な公の施設に統一的なシール等で海拔表示をしたところもあります。ご意見は検討させていただけたらと思います。

○B委員

適材適所に表示があると特に高齢者などは助かると思います。

○藤津部次長

公の施設は看板等の設置を行っていきませんが、自治会館などはシール等の配布を検討していきます。

○B委員

適当なところに看板を設置しないと公民館だけでは、利用者は分かりますが一般の人は分からないと思います。

○藤津部次長

一番多い避難経路に設置するとしても、住んでいる場所が違うので設置数やどこが適切かをよく考えていきたいです。

○E委員

防災について反省はやられていますか。避難場所と指定されている公民館や消防署が水没して避難できない場合、次にどうするか指定していただきたいです。また避難勧告が出ても、市民は聞き流して逃げていないので少し甘いと思いますが、そういう住民の動向を把握されると実効のある防災になると思います。

○藤津部次長

平成21年の災害を検証した結果、組織としては、当時1人しかいなかった防災関係の職員を今は8人に増やしています。避難場所としては、今後、市庁舎や文化福祉会館などの耐震化や老朽化対策も含めた公共施設マネジメントを行っていくなかで実施していきます。ただそれでは間に合わないのので、公民館の避難所の中で危ない小野・向島・牟礼公民館は先に行っていくことになりました。避難勧告については、勧告を出しても職員が1人1人に指導はできないので「自らの身は自らで守る」と徹底的に周知するしかないと思います。自主防災組織を作り、みんなで行ってほしいということは今後周知をしていかなければいけないと思います。避難勧告は避難を勧めるだけなので、どうしても避難が必要になったときは避難指示を必ず出します。平成21年当時、避難指示を出し避難するよう職員が住民の方を誘導しましたが、避難されない方もいらっしゃったので、住民の方も自らの身は自ら守ることを考えていただきたいです。

○委員長

他になれば、次の「第8章 財政」についていかがでしょうか。付け加えたいことや再質問があればお願いします。

よろしければ、次の「第9章 参画及び協働の推進」についていかがでしょうか。「防府ほっとライン」については、2次利用ができるということで何らかの形で活用があると思います。

(審議会等の運営) 第28条 関連

○B委員

「第28条 審議会等の運営」の会議録の公表についてですが、全委員が会議を非公開としたにもかかわらず、審議会の会議録について公表を求められ行政の判断で公表をすることはどうなのでしょう。参加した委員の個人のプライバシーの保護はどうなるかなどの判断を明確にした方がいいと思います。

○藤津部次長

「防府市情報公開条例」の第6条第1項第6号にありますが、会議を非公開にすることと非公開に

した会議の情報公開をすることは、別の物という考えがございます。非公開の会議の会議録を公開したものは、10件中7件あり、名前や発言者が特定できるような部分は非公開とする部分公開をしました。「防府市情報公開条例」の第6条第1項第6号ですが、施行された当時は先進的な条文でしたが、今、各市においてなくなりつつあるので、社会情勢の変化も踏まえて考え直さないといけないと思います。

○國吉部次長

会議の公開と会議録の公表は、情報公開制度と別の制度になるので、会議の公開は、まず審議会の意思が尊重されるべきだと思います。情報が見たい方は情報公開制度で請求し、そこで部分公開や非公開などの結果が出ます。最終的な判断は、その結果に不服があれば不服申し立てをして、情報公開の審査会で審査されます。さらには情報公開訴訟などが行われて、基準が決まっていくものだと思います。

○B委員

審議会に参加している私たちは、詳しいことが分からないので、今後シビアな審議会が開かれるなら行政としてルールを明確にしないと、市民は厳しい審議会等に参加しなくなると思います。

(参画の推進) 第26条 関連

○F委員

「第26条 参画の推進」の説明・回答の出前講座についてですが、職員研修の中に話し方の研修はありますか。出前講座で話していただく内容は、市の施策の重要なことや難しいことが多く、それを市民に分かりやすく話す機会だと思います。情報量が多くて受講者が理解できなかったケースや受講者の方が職員より詳しい方が来ると知っていることだったというケースがあり、せっかく出前講座を活用して市民の方に知ってもらう場を設けたとしても、次に続かなくなることもあると思います。講師が主催者アンケートをきちんととって帰られることもありますので、市の出前講座でも推進・向上のため、準備から実際の講座や参加者の反応の聞き取りをされるといいと思います。

○事務局

生涯学習課の出前講座については、今は事後のアンケートが行われています。参加者全員ではなく、出前講座の申出をした人に代表でアンケートを実施しています。次に反映できるように取り組んでいます。

○G委員

私も出前講座を受けましたが、その中で資料も口頭の説明も分かりにくく、どこを話しているのかも分からないものがありました。出前講座は初歩だと思うので、分かりやすい資料を課で作成し、マニュアルを作るといいと思います。パワーポイントなどを使って、ポイントを整理してするといいと思います。

○委員長

職員には説明責任があるので、分かりやすく伝えるということですね。

○藤津部次長

経験が少ないので、ほとんどの職員は説明することが下手だと思います。職員提案制度がありますが、いろいろな提案が出尽くしなかなかなか次の提案が出てこないの、研修の一環にしました。3チームぐらいに提案を出させ、チームごとにパワーポイントでプレゼンをして、提案の中身を審査されるという機会を若手職員にどんどん与えています。自分で手を挙げないといけません、特別研修としてセミナーパークの講座でも、パワーポイントでプレゼンなど行っています。出前講座のフィードバックは検討させていただきます。全ての課が行うため講師が決まっていないので、全体のレベルアップを考えていきたいと思います。

(住民投票) 第29条、(協働の推進) 第30条 関連

○B委員

「第29条 住民投票」ですが、議員半減について住民投票はされましたか。

○藤津部次長

住民投票はしていません。

○B委員

署名などの請願書という形ですか。

○藤津部次長

はい。

○B委員

「第30条 協働の推進」第2項の地域コミュニティの記載にありますが、一方的な周知ではなく、理解活動を行い、いかに市民等の理解につなげるかだと思います。地域住民に協力を求めるだけでなく、信頼関係を得られるよう、予算や権限、拠点問題などある程度きちんとアイデアを持ち、協力のお願いをする仕方を持たないと、理解と協力が得られないと思います。

○藤津部次長

新たな地域コミュニティのことですか。

○B委員

はい。

○藤津部次長

拠点については、コミュニティセンターのようなものが理想ですが、市の予算の関係もあり、今は公民館を利用していただき、公民館にコミュニティの施設機能を持たせて建替計画を行っていかうと考えています。予算については、新たな地域コミュニティが軌道にのり、地域が自立でできるまでの期間限定で人的支援を行うという意見や逆に予算や人的支援を付けるべきではないという意見も出ており、市の内部でも方向に悩んでいます。市が押し付けると上手くいかない流れが全国的にあるので、地域からの声によって支援をし、進めていきたいと思えます。32年までに何地区か作るということではありましたが、今は少し後退気味です。

○B委員

行政と住民との信頼関係が欠け、いいことを言っても地域はのってなくなると思えます。最初の段階から後退要因を作る原因があったと思うので、行政の中でしっかり煮詰めて、理解と協力が得られるという案を持って出た方がいいと思えます。公民館も教育委員会や防衛庁の生涯学習センターとして名前を変えることは簡単にできますか。利用状況を見ると地域全体のコミュニティとして使うスペースはありません。

○藤津部次長

今の建物に部屋を付けるなどします。

○B委員

全体の行革の答申自体が、現存の公民館を使うといいと現状不認識の間違った答申をしており、現場で活動している人は理解しておりません。これから推し進めるなら、そういうところの考慮をしてほしいと思えます。

○F委員

「参画」と「協働」については、個別の条例を作りましたが、実際の取り組み状況を聞くと、市役所の中に相互理解と信頼関係の失墜というような協働の進め方をしている課があるように思えます。協働＝対等とよくいわれますが、NPOや地域コミュニティに対し、自立する前に、「後は自分でやりなさい」というような進め方で協働につながるのか。」という相談に来られた団体が実際にあります。職員の中で協働の捉え方を1つのものに近づけ、共通した認識の基で参画と協働に取り組んでほしいです。取り組んだ結果、財政改革につながり、防災についても、自助の部分が参画や協働につながると考えています。そこにいくまでの段階として、支援も大事で、育成も必要だと思うので、もう少し精査していただけたらと思えます。

○藤津部次長

「防府市参画及び協働の推進に関する条例」を制定後、各課長を集めて話をしたとき、自分の課は関係ないという意見が出たので、そこから研修していくつもりです。

○F委員

市民活動推進課は、これだけの人数で進められる課ではないと思います。各分野に担当者がいていいと思います。全部の課のことを市民活動推進課1つで進めていくのは、この人数では大変だと思います。

○藤津部次長

全部をする必要はありませんが、統括する課としては人が少ないですね。人員については、おそらくこの課も少ないと思っています。

○F委員

NPO法も17分野から20分野以上に増えているので、その分野に関わる課には、少なからず参画や協働は関わってくると思います。

○藤津部次長

おそらく全課に関係があると思います。

○C委員

市職員が市民を動かしていくには限界があり、半分不適切な気がします。自治会などの個人が、自らの権利と身を守る延長上で行動するという流れをつくるのが大事だと思います。自治会を活用することが1番効率がいいと思います。自治会にも活発に動いているところとそうでないところがあり、私は他の自治会のいい事例を聞き、適切なものであれば自分の自治会にも取り入れています。市役所の方でグローバルに行ってほしいです。市役所の方が先頭に立ち、他の自治会の成功事例を各自治会に届けてもらえると各自治会で動けると思います。

○委員長

他によろしければ、次の「第10章 その他 第32条 条例の見直し」で「四年を超えない期間」とありますが、四年という期間は妥当でしょうか。

特になければ、これまで3回にわたり「防府市自治基本条例」の条文ごとに検討を進めてきました。意見、質問をまとめたものを作成していただきましたが、本日の新たな意見を付け加えたものを次回出していきたいと思っています。これまでのまとめを踏まえて、「次第2 条文について」ですが、条文の修正・変更の必要性について、ご意見がございましたらお願いいたします。ご意見がないようですが、特に修正・変更の必要性がないということでよろしかったでしょうか。

○E委員

そうすると結論が出てしまうのですか。

○委員長

結論が出るということではなく、見直しに関する検討結果については意見が全て提言書になりますので、条文の修正については、次に意見をいただく別の大きなテーマの1つです。

○B委員

条例、条文については、これでいいと思います。

(定義) 第3条、(市民等の権利) 第6条 関連

○F委員

「第3条 定義」の「市民等」の定義ですが、「防府市自治基本条例」ではこのままで、個別条例では別に定めてもいいものですか。

○事務局

条例の中での用語の定義ですので、個別条例が何を定めるかによって用いる言葉が市民等で足りれば市民等で、場合によって市民という表現の方が適切であれば市民で、条例により定義の仕方はさまざまです。ただ、「防府市自治基本条例」との関連や整合性など定める中身によって大いに関係があるものは「防府市自治基本条例」の定義を踏まえた上で、判断していくことになると思います。

○G委員

「第3条 定義」の「市民」の定義に「市内に住所を有する人」とありますが、解説には「外国人を含む」とあります。これは、住民登録をして住所があるということですか。住民票は他市にあり、防府市に住んでいる人は、「市民等」と「市民」のどちらですか。

○事務局

「市民」とは、住民登録がある人で、条文には「住所を有する人」と記載してあります。「住所を有する人」の中では国籍を問わず、外国人を含むということを解説の中でふれています。条文にそのまま解説と同じように記載するという事はしないです。

○B委員

住民票を移していない人達の選挙権はどうなっていますか。

○藤津部次長

住民票があるところになります。

○委員長

市民等には入るが市民には入らないですね。住んでいる市のサービスは何も受けられないですね。

○G委員

単身赴任の人は、住民票を移していない人が多いので、選挙があっても、地元ではないので興味もなく無関心です。

○國吉部次長

「第3条 定義」には「住所を有する人」としか記載してありませんが、「第6条 市民の権利及び市民等の権利」で選挙権などは「市民」が有する権利と記載してあります。基本的には「住民登録をしている人」と解釈をせざるを得ない形になっています。

○G委員

ニュースで取り上げられていた外国に行った時の医療費は、住民票がある人は市に申請できるのですか。

○事務局

国民健康保険のことだと思いますが、海外旅行先で病気などにかかった場合、地方自治体の国民健康保険に入っているということで給付が受けられます。住民登録がないと国民健康保険の加入資格が得られません。

○藤津部次長

国民健康保険は必ず住民票が必要ですが、市民税は実際に住んでいることが大事なので住民票は必要ありません。法律により違います。

○國吉部次長

昔は外国人の方には外国人登録がありましたが、今は廃止されて住民登録に変わりました。

○事務局

解説も時代に沿って変えていく必要があります。例えば、「市長等」の定義の解説にある水道事業管理者など条例には記載はありませんが、解説については、常に心がけていかないとずれが生じるかと思えます。

○E委員

他市で新しく条例ができたところの中で、変わった取り組みや先進的な取り組みをしているところがあれば紹介していただきたいです。条文においても、3年が経ちましたが、その間で世の中が変わったことを反映した他市の新しい条例があれば紹介していただきたいです。

○事務局

次回、資料として防府市が制定した後に制定した自治体の自治基本条例の中で、防府市にないユニークな取り組みなどがあるようでしたら、お示しできたらと思います。

○委員長

現在制定しているところは、180くらいですか。

○事務局

「自治基本条例」は条例としての定義がなく、条例名に「自治基本条例」とストレートに表現してあればカウントできますが、「まちづくり協働条例」というような条例の名称で中身に「市民」、「議会」、「行政」が盛り込まれているところもあるので、国の方でも正確な数字を示しておりません。180という数字は、ホームページで拝見したことはあります。

○委員長

今回「次第2 条文について」のところでご意見は出ませんでした。次回、他市の事例を報告していただきながら、最終的な条文の見直しをしていきたいので、よろしくお願いします。次回のことについて、事務局の方からお願いします。

○事務局

第5回協議会の日時について→7月24（水）18時30分～
会場は開催通知にて併せてお知らせします。